

「草津市多文化共生推進プラン」概要

第1章 プラン策定にあたって

1 背景・趣旨

- 本市の在留外国人は、令和2年3月末時点で3,066人であり、この3年間で約1.6倍増加している。
- 国においては、平成31年4月1日入管法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。
- これらの現状を踏まえ、本市においても外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられることから、多様な主体と協働して多文化共生のまちづくりを推進するためプランを策定することとした。

2 プランの位置づけ

- 「草津市総合計画」を上位計画とし、令和2年9月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて（改訂）」および令和2年4月に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」の方向性を踏まえ策定する。

3 計画期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

第2章 多文化共生を取り巻く現況

1 国・県の状況

国…令和元年12月末時点で在留外国人数は約294万人で過去最高となっている。国籍別で増加が顕著な国籍・地域はベトナムで42万人増加している。在留資格別では「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」、「留学」が増加傾向にある。

県…令和元年12月末時点で32,995人の外国人が在留しており、県全体の割合は2.33%になっている。

2 本市の状況

- 在留外国人の数は平成27年以降、増加傾向が続いている。
- 国籍別では、近年の傾向として、東南アジア出身者が増えており、特にベトナム国籍は平成28年に87人であったところ、令和2年では514人と最も高い割合で増加している。
- 在留資格別にみると、「留学」と「永住者」が多くなっているが、「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」といった在留資格者の割合も増加している。

分野	現状と課題
コミュニケーション	<p>【現状】草津市で生活する外国人住民（本市に居住もしくは通勤・通学している外国人）の多くは在留年数が短いため、言葉や文化の違いによる知識不足により生活ルールやマナーに関する誤解などが生じている。</p> <p>【課題】日本語教室が不足している。また、日本語ボランティア指導者の育成・確保が必要である。</p>
生活	<p>【現状】母国との違いで保健・福祉サービスをはじめ生活に関する情報が十分に理解しにくい。また、自然災害の経験が少なく、災害そのものや防災に関する知識を組み合わせず、緊急時の備えが十分でない。</p> <p>【課題】外国人住民が安心できる生活またはサービスに関する情報提供が必要である。</p>
教育	<p>【現状】外国人児童生徒等は日本語能力の不足から授業についていけない。</p> <p>【課題】外国人児童生徒等への指導の充実が必要である。</p>
就労	<p>【現状】多言語での就労に関する情報の提供や外国人住民向けの就労支援は十分ではない。</p> <p>【課題】多言語での就労支援の充実や、就労に関する情報提供が必要である。</p>
地域	<p>【現状】外国人留学生の持つ高度な知識や能力を地域づくりに十分に活かしていない。また、言葉や文化等の違いにより、トラブルが生じる場合がある。</p> <p>【課題】多文化共生の地域づくりを進める人材発掘が必要である。</p>

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1. 基本理念

お互いの違いを認め合い 共に支え合う
誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

2. プラン体系→別紙参照

3. 基本目標

指標	基準値 (R2)	目標値 (R7)
「やさしい日本語」に関する研修の受講者数	—	500人
通訳・翻訳ボランティア登録者数	— (*約20人)	30人
多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数	1,400人	1,700人

*草津市国際交流協会（KIFA）内に交流イベント等の特定事業の際の、通訳ボランティアとして約20名登録している。

第4章 多文化共生施策の展開

①コミュニケーション支援

外国人住民のすべての母語に対応することは難しい状況です。そのため、「やさしい日本語」の普及と活用を推進し、効果的な情報発信に努めます。

②生活支援

外国人住民の増加や定住化が進む中、地域で安心して生活できるよう、生活に関する支援等のさらなる充実を図っていきます。

③多文化共生の地域づくり

日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、市民の多文化共生意識と国際感覚を醸成し、国際理解を深めていきます。また、本市に多く在留する留学生をはじめ、外国人住民ならではの視点や能力が地域活性化に結びつくよう、支援に努めます。

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

○各主体の役割

(市民、まちづくり協議会・町内会、市民公益活動団体、草津市国際交流協会、教育機関、医療・保健・福祉関係機関、企業、大学、市)

2 推進に向けて

○施策を計画的かつ総合的に推進するため、多文化共生の担当部局が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

○進捗管理については、設定した各種取り組み及び目標値を、必要に応じて状況の把握・点検を行います。

プラン体系図

